

聖籠町国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月16日

聖籠町長 渡 邊 廣 吉

聖籠町条例第22号

聖籠町国民健康保険条例の一部を改正する条例

聖籠町国民健康保険条例（昭和34年聖籠町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「39万円」を「40万4千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日前に出産した被保険者に係る国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。